

鹿児島県よろず支援拠点 コーディネーター募集(年度途中)について

(公財) かがしま産業支援センター

令和7年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の実施にあたり、コーディネーターを募集します。

1 職種・募集人員等・募集期間

- (1) 職 種：コーディネーター
- (2) 募集人員及び月間従事日数：複数名
 - ① 中小企業診断士 若干名（一人月4日程度）
 - ② 税理士 若干名（一人月4日程度）
 - ③ 社会保険労務士 若干名（一人月4日程度）
 - ④ 中小企業等の経営支援を行う方（IT、DX 等） 若干名（一人月4日程度）
- (3) 募集期間：令和7年11月17日（月）～
ただし、応募が一定数に達した場合は、予告なく募集を終了します。

2 業務内容

よろず支援拠点のチーフコーディネーターとともに、中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業等」という。）の経営課題を分析し、課題解決の支援を行うため、主に次の業務を行う。

- (1) 専門性の高い経営アドバイス
他の支援機関では十分に解決できない中小企業・小規模事業者等の会社全体の売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた専門性の高い高度な提案・支援を行う（なお、他の支援機関で解決可能な経営課題についても、中小企業・小規模事業者等から相談を受けた場合には対応する）。
- (2) 課題解決のための総合調整（ワンストップ機能、コーディネート機能）
他の支援機関との連携を強化し、以下の取組を実施する。事業者が抱える経営課題について、他のよろず支援拠点や他の支援機関を巻き込むことで効果的な課題解決が見込める案件については、積極的に他の支援機関等と連携し、そのフォローアップに努めることとする。
 - ① 他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、足らざるところを補い、地域の中小企業・小規模事業者等に対して、地域全体として最高水準の支援を実現するよろず支援拠点の支援体制の構築
 - ② 相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
 - ③ 経営課題に対応した支援機関の相互連携のコーディネート
- (3) 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでの支援事例等，よろず支援拠点の運営によって蓄積された支援ノウハウについて，他のよろず支援拠点や他の支援機関への共有を積極的に行い，中小企業・小規模事業者等支援能力の向上に努める。

(4) 政策的な重点分野への対応

地域の中小企業・小規模事業者等が，エネルギー価格・物価の高騰，最低賃金引き上げ，インボイス制度への対応等の様々な事業環境変化に対応できるように，施策の周知等を実施。他，次の政策的な重点分野に対する支援を実施。

- ① DX（IT活用等）
- ② CN（省エネ対策等）
- ③ 経営改善（収益力向上，利益確保含む）
- ④ 省力化（作業負担の軽減）
- ⑤ 事業承継
- ⑥ 価格転嫁
- ⑦ インボイス対応
- ⑧ 人手不足
- ⑨ 知的財産

(5) 本事業の広報

地域の中小企業・小規模事業者等や支援機関によろず支援拠点の機能を広く知ってもらうために，支援事例を含むWEBコンテンツの充実，SNSやプレスリリース等の活用による積極的な情報発信の実施。

(6) その他必要な事業

災害，感染症及び倒産等の発生に係る特別相談窓口の設置に伴う相談対応のほか，地域の実情も勘案しつつ，中小企業・小規模事業者等の経営支援に必要な取組を実施する。

3 必要な資格・経験等

【(1)～(5)は共通，中小企業診断士は(6)，税理士は(7)，社会保険労務士は(8)，中小企業等の経営支援を行う方は(9)を満たすこと】

- (1) 普通自動車第一種免許を有する方
- (2) 心身ともに健康であって，車や公共交通機関で県内中小企業等を訪問し，業務遂行が可能な方
- (3) 鹿児島県よろず支援拠点コーディネーターとして，県内中小企業等が抱える様々な経営に関する問題の相談等に対して迅速に対応・解決できる方
- (4) 中小企業等の事業や経営実態に精通し，コミュニケーション能力に優れ，県内中小企業等への支援に熱意のある方
- (5) パソコン(Excel, Word, PowerPoint 等)，インターネット，メールを活用

して業務遂行が可能な方

【中小企業診断士】

- (6) 中小企業診断士の資格を有している方

【税理士】

- (7) 税理士の資格を有している方

【社会保険労務士】

- (8) 社会保険労務士の資格を有している方

【中小企業等の経営支援を行う方】

- (9) よろず支援拠点が行う支援分野に関する具体的かつ実践的な支援能力・経験等を有する方

【下記のいずれかに該当する者は応募できません】

- (1) 成年被後見人又は被補佐人
(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
(4) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 契約の条件等

- ・ 契約形態 委嘱契約
- ・ 契約期間 令和8年1月5日～令和8年3月31日
- ・ 委託料 日額 25,000円（消費税及び地方消費税別途加算）
- ・ 旅費 （公財）かごしま産業支援センターの旅費規程による
- ・ 従事日 原則として平日（1(2)に示す日数で従事）
※ 勤務する曜日は、相談の上、調整します。
- ・ 従事時間 8時30分～17時15分（うち、休憩1時間）
- ・ 従事場所 （公財）かごしま産業支援センター鹿児島県よろず支援拠点（鹿児島市城山町1番24号）
又は、北薩地域・霧島地域・大隅地域・熊毛地域・奄美大島内に設置する相談窓口など、当センターが指定する場所

5 選考方法

- ・ 一次審査：書類審査
- ・ 二次審査：面接審査（令和7年11月28日（金）を予定）
※ 選考結果は、それぞれの審査の実施後、概ね1週間でご連絡します。
（注）選考の結果、合格者がいない場合もあります。

6 応募方法等

- (1) 申込み方法 申し込みはメールのみ（持参は不可）とします。
下記(2)の必要書類①～②を電子データで下記(3)のメールアドレスに送信してください。

(2) 必要書類

- ① 履歴書（市販の様式をPDF形式等に電子データ化したもの。）
※顔写真を貼り，メールアドレス，携帯番号も記載してください。
- ② 鹿児島県よろず支援拠点コーディネーター応募申込書（指定様式）

(3) 提出先メールアドレス

keiei@kisc.or.jp

(4) 問い合わせ先

〒892-0853 鹿児島市城山町1番24号 県中小企業会館4階
（公財）かごしま産業支援センター 経営支援課 担当：田中・上之園
電話 099-219-1273

7 その他

令和8年度以降の委嘱契約については，令和8年度鹿児島県よろず支援拠点の予算や本人の適性，業務遂行能力等を踏まえ，締結するものとします。